

国民健康保険(国保)のお知らせ

国保の届け出・変更は14日以内に

国保の届け出は、住所の変更や職場の保険に加入(喪失)したときなどは、14日以内に届け出をしてください。

また、就学のため市外にお住まいになる学生の方には、学生用の保険証を交付しますので、市役所窓口で手続きをしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	会社などの健康保険をやめたとき、または扶養でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険を抜けた年月日の分かる証明書(資格喪失証明書や退職証明書、離職票の写し、扶養から外れた旨の証明書など) 届出人の印鑑 年金証書(退職者医療制度該当者のみ) 子ども医療費受給資格者証(18歳以下のお子さんがあるとき)
国保をやめるとき	会社などの健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 会社などの健康保険証または健康保険に加入した年月日が分かる証明書(コピーも可) ※扶養の方も含め全員分 届出人の印鑑 保護者等の振込先の分かるもの(18歳以下のお子さんがあるとき)

大学や専門学校に進学される方は

就学のため実家を離れる方には、現在交付されている保険証を学生用の保険証(㊦保険証)に変更する必要があります。転出届を出される際に次のものをお持ちのうえ、手続きをしてください。

必要書類等 現在、交付してある国民健康保険証、印鑑、在学証明書(入学することが分かる書類でも可。合格通知、入学許可証など)

大学や専門学校を卒業される方は

㊦保険証を交付されていた方で、3月に大学や専門学校等を卒業し、実家に戻る方や会社等に就職して職場の健康保険に加入する方は、次のものをお持ちのうえ、㊦廃止の届け出をしてください。届け出が遅れますと、国民健康保険税が誤って課税されたままとなりますのでご注意ください。

必要書類等 ㊦保険証、新しく加入した社会保険等被保険者証、印鑑

◎問い合わせ…国保年金課国保年金係 ☎(55)5106

不要になった農機具やピアノ買い取りしてます

※その場で現金をお支払いします。

古くても動かなくても買い取り可能です。 東南アジアで再び活躍させてください。

耕運機・トラクター・管理機・コンバイン・発動機・発電機・草刈り機・チェーンソー・揚水機・その他の農機具はご相談ください。ピアノ(YAMAHA、KAWAI、その他) 電子ピアノの故障品は買い取り対象外です。

※状態によっては買取できない物もあります。拝見させていただきます。 ※農機具やピアノの片付けは安心な地元業者の当店にお任せください。

資源を大切にを合言葉に 二本松市冠木15-1 営業時間10:00~18:00 **リサイクル Van Van二本松店 ☎0243-23-5922**